

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 高齢介護課

許認可等の内容		紙おむつ給付申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市紙おむつ給付事業実施要綱 第2条、第3条、第4条及び第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市紙おむつ給付事業実施要綱第2条、第3条及び第5条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成28年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 給付を受けられる者 次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、在宅で生活している者で、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかに認定された者。</p> <p>(2) 日常生活において常時紙おむつを使用している者。</p>	